4　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除
⑶　入札者に要求される事項
①　電子入札システムにより参加を希望する者は、入札書類データ（証明書等）のほかに支出負担行為担当官の交付する入札説明書に基づく当該物品の製造実績証明データ等を作成し、上記３⑷に示す受領期限までにこれを上記３⑶に示すＵＲＬに電子入札システムを利用し、提出しなければならない。
②　紙入札方式により参加を希望する者は、支出負担行為担当官の交付する入札説明書に基づく当該物品の製造実績証明書等を作成し、これを必要な証明書等とともに上記３⑷に示す受領期限までに上記３⑴に示す場所に提出しなければならない。
また、①、②いずれの場合も、開札日の前日までの間において必要な証明書等の内容に関する支出負担行為担当官からの照会があった場合には、説明しなければならない。
⑷　入札の無効　競争に参加する資格を有しない者のした入札及び入札の条件に違反した入札は無効とする。
⑸　契約書作成の要否　要
⑹　落札者の決定方法　予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
また、原則として、当該入札の執行において入札回数は２回を限度とする。なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の２の規定に基づく随意契約には移行しない。
⑺　手続における交渉の有無　無
⑻　詳細は入札説明書による。

5　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Yoshizaki Osamu, Director General of Kyushu Regional Development Bureau
⑵　Classification of the products to be procured : 15, 28
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased :
①　Purchased manufactured Multiplex Radio Communication Equipment (Totoro Station and other), 1 set
②　Purchased manufactured Multiplex Radio Communication Equipment (Takeda Station and other), 1 set
③　Purchased manufactured Multiplex Radio Communication Equipment (Mifune Station and other), 1 set
⑷　Delivery period : March 1, 2013
⑸　Delivery place : as in the tender documentation
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
①　not come under Article 70 and 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting
②　have Grade A or B on “manufacturing of products” or “selling of products” in Kyusyu・Okinawa Area in terms of qualification for participating in tenders by Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism (Single qualification for every ministry and agency)
③　not be under suspension of nomination by Director-General of Kyushu Regional Development Bureau from timelimit for the tender to Bid Opening
④　have proven to have actually manufactured or delivered the products concerned or the products with performance similar to that of the products concerned
⑤　have proven to have prepared a system to provide rapid after-sale service and supply of goods for the products concerned
⑺　Time-limit for the tender to certificate : 15 : 00　13 August, 2012
⑻　Time-limit for tender to Bid Opening : 15 : 00　7 September, 2012
⑼　Contact point for the notice : Kazuto Ogura Purchase Section, Contract Division, General Affairs Department, Kyushu Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure Transport and Tourism, 2―10―7, Hakataekihigashi, Hakata-ku, Fukuoka-shi, Fukuoka-ken, 812―0013, Japan TEL 092―471―6331 EX. 2536
⑽　Acquire the electric certificate in case of using the Electric Bidding system
https://e2odw.e-bisc.go.jp/CALS/Accepter/
or http://www.e-bisc.go.jp/

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成24年７月11日
支出負担行為担当官
九州地方整備局副局長　山本　　浩
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　40
○第12号
1　調達内容
⑴　品目分類番号　77
⑵　購入等件名及び数量　海輝（調査観測兼清掃船）修理工事　１式
⑶　調達案件の仕様等　入札説明書による。
⑷　履行期限　平成24年11月８日
⑸　履行場所　請負者造船所（日本国内に限る。）
⑹　入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
原則として、当該入札の執行において入札執行回数は２回を限度とする。
なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第99条の２の規定に基づく随意契約には、移行しない。
⑺　電子入札システムの利用　本案件は、証明書等の提出、入札を電子入札システムで行う対象案件である。なお、電子入札システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願を提出するものとする。
2　競争参加資格
⑴　予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　平成22・23・24年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のＢ又はＣ等級に格付けされた九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
⑶　上記２⑵の資格を有しない者で入札に参加しようとする者は、開札の時までに当該資格の決定を受け、かつ競争参加資格の確認を受けた場合は入札に参加することができる。
⑷　その他予決令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。
⑸　電子入札システムによる場合は、電子認証（ＩＣカード）を取得していること。
⑹　競争参加資格調書（以下「調書」という。）と併せて提出する一般競争入札申込書（以下「申込書等」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、九州地方整備局から指名停止を受けていない者であること。
⑺　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
ただし、手続開始の申し立てがなされている者においては、以下の①及び②の要件を満たす場合、参加資格を有するものとする。
①　手続開始の決定を受けていること。
②　手続開始の決定後、以下のア）～ウ）を競争参加資格申請場所のいずれか１箇所に提出していること。
ア）更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書（鮮明であれば写しでも可）
イ）許可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合には、それを証明する書類（鮮明であれば写しでも可）
ウ）上記イ）に伴う競争参加資格審査申請書変更届（物品製造等）。詳しくは、競争参加者の資格に関する公示（平成24年１月６日）による。